

畜産関係施設、
地方競馬用施設
及び乗馬施設

リースの ご案内



令和4年4月改訂版

令和4年度の改正事項

リースが
変わる

- ① 附加貸付料率を 1.0%から 0.7%に引下げ
- ② 譲渡価額に関して、これまでの一律取得価額の 10%相当額から、畜産農家等が 10%相当額からゼロ（リース料返済額の平準化）を選択できるように改正
- ③ 再貸付け又は再々貸付けに関する事務等に要する経費について、借受者及び再貸付団体に対して、再貸付手数料（リース機械施設 1 基当たり、9,200 円（税込））以内を交付

はじめに

畜産近代化リース協会は、畜産経営の近代化と体質強化及び乗馬の普及を図ることを目的として、昭和 50 年 6 月に財団法人として設立され、畜産農家等の利用する畜産関係機械施設のリース事業を開始し、その後、家畜市場機械施設、食肉食鶏及び鶏卵又は生乳処理流通施設並びに地方競馬の振興を図るための地方競馬用施設のリースと事業を拡大し、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」といいます。）となりました。今後とも畜産の振興及び畜産物の安定供給の確保、並びに地方競馬の振興に尽力してまいりますので、ご支援、ご活用をお願い申し上げます。

なお、協会のリース事業は、地方競馬全国協会（畜産関係施設及び地方競馬用施設）、日本中央競馬会（地方競馬用施設及び乗馬施設）の補助金・助成金を原資とし、国が認定した公益目的事業として実施されています。

協会が実施するリース事業の種類

- ◎ 畜産関係施設貸付事業
1 通常リース 低貸付利子のリース
2 補助付リース
国の畜産クラスター事業に係るリース（以下「畜産特定補助リース」という。）
国の畜産 ICT 事業、楽酪 GO 事業、発電機補助事業等に係るリース（以下「導入促進負担リース」という。）
- ◎ 地方競馬用施設貸付事業 地方競馬主催者等に対する無利子のリース
- ◎ 乗馬施設貸付事業 （公社）全国乗馬倶楽部振興協会の会員傘下の乗馬クラブへの無利子のリース

- (注) 1 畜産特定補助リースは、公益社団法人中央畜産会（以下「中畜」という。）が事業実施主体として実施している畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（以下「畜産クラスター事業」という。）におけるリース事業者として行っているものです。
- 2 導入促進負担リースは、主に、中畜が事業実施主体として実施している ①畜産経営体生産性向上対策事業（以下「畜産 ICT 事業」という。）、②酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（以下「楽酪 GO 事業」という。）、中央酪農会議が事業実施主体としている ③酪農経営災害緊急支援対策事業（発電機等を対象）等におけるリース事業者として行っているものです。

I リース事業の仕組みと特徴

1 畜産関係施設貸付事業

(特徴)

畜産農家等（最終借受者）が経営規模や使用方法等を考慮し希望する機械施設を自分で選定し、

販売業者も自分で選び、購入価額も交渉して決めます。協会は選定された販売業者から機械施設を購入してリースします。リースを使うと、購入資金を必要としないので、経営資金を有効に活かすことができます。

リースに係る附加貸付料は、**一律 0.7% (1.0%から引下げ)**と低利です。

リース機械施設の畜産農家等への譲渡は、リース料等を完済していただいた後、自動的に(手続不要)に自分のものになり、その後は自由に利用・処分できます。

貸付事業には、通常リース(補助付リース以外のものをいう。)と補助付リースがあります。

貸付契約の相手や貸付期間等については、補助付リースでは通常リースと異なりますので、以下をご覧ください。

1-1 通常リース

リースの申請は随時受け付けており、貸付契約も迅速ですので、必要な時に早急な機械施設の導入ができます。

(貸付契約)

協会は畜産農家等の所属する農業協同組合等(借受者)と契約し、畜産農家等は農業協同組合等と再貸付契約し再貸付けでご利用いただけます(P18「畜産関係施設(再貸付けの例)」参照)。あるいは、協会は農業協同組合連合会等が借受者となる貸付契約を結び、農業協同組合連合会等は畜産農家等の所属する農業協同組合等と再貸付契約を結び、畜産農家等は畜産農家等の所属する農業協同組合等と再々貸付契約を結ぶ場合もあります。(P19「畜産関係施設(再々貸付けの例)」参照)。

(貸付期間)

リース期間は、通常の機械施設(法定耐用年数7年)の場合、標準6年で、ご希望により、1年単位で、4年まで短縮、又は9年まで延長することができます。

(中古の機械施設)

次の条件を満たせば、リースの対象になります。

- ① 取得価額が、新品時の販売価額を上回らないこと。
- ② 借受者及び再貸付団体並びに販売業者が、古物商の免許を有していること。

なお、中古機械施設のリース期間は、新品における法定耐用年数及び法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間(年単位とし1年未満の端数は切り捨てる。)に応じ、下表に定めるとおりです。

残存期間 新品についての 法定耐用年数	6年 のもの	5年 のもの	4年 のもの	3年 のもの	2年 のもの	1年以下 のもの
7年のもの	6年	5年	4年	3年	3年	2年
5年のもの	-	-	4年	3年	2年	2年
4年のもの	-	-	-	3年	2年	2年

(特認)

主要なリース対象の機械施設(P15~17「貸付対象者、主要なリース機械施設及び期間」参照)以外についても、協会の理事長が特に必要と認めるときは、特認借受者又は特認機械施設としてリースします。

(動産総合保険加入)

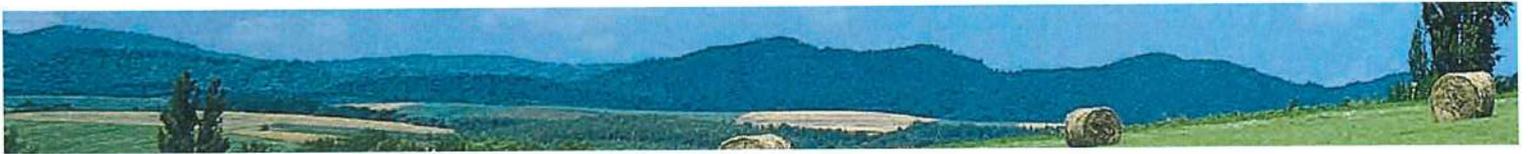
リース期間中の火災・落雷・盗難等偶然の事故による損害に対して、割安な掛金で損害保険(動産総合保険)に一括加入することで、補償されます(P11 動産総合保険の概要参照)。

(維持管理・その他)

- ・ リース機械施設に係る維持管理は最終借受者の自己責任で、これに要する費用も自己負担となります。
- ・ リース機械施設に係る固定資産税その他租税公課は最終借受者が負担し、関係機関に支払っていただきます。
- ・ リース期間中途での解約はできません。ただし、やむを得ない事情で解約となる場合は、精算額(リース料等の残債額)で買い取ることであります。

(信用保険(任意))

加入すると、最終借受者が経営破たんし、リース料等を支払えず保険事故と認定された場合には、



保険会社から借受者又は再貸付団体に保険金(別に定める者を除き上限 2,000 万円)が支払われ、そのリスクが軽減されます(P12~14「信用保険の概要」参照)。

1-2 補助付リース

補助付リースには、次の2種類があります。

国の畜産クラスター事業に係るリース……「畜産特定補助リース」

国のいわゆる畜産 ICT 事業等に係るリース ……「導入促進負担リース」

1-2-1 畜産特定補助リース (畜産クラスター事業に係るリース)

(貸付契約)

畜産特定補助リースの貸付方式は、通常リースと同様で転貸(再貸付け)です。

ただし、通常リースでは、再貸付けのほか再々貸付け(例えば「協会一連合会一単協一農家」)も実施していますが、補助事業の制約から、借受農協による再貸付けだけ認められており、再々貸付けはできません。

(補助残取得価額による貸付け)

リース料等は、取得価額から補助金相当額を差し引いた額(以下「補助残取得価額」という。))に基づき算出することとなります。したがって、貸付契約は、中畜からの事業参加承認通知書の写しを提出いただき、補助金が交付されることを確認した上で、締結することとなります。

附加貸付料も、補助残取得価額の残債額に基づき計算されることとなります。

(貸付期間)

畜産クラスター事業では、貸付期間の範囲は1年から法定耐用年数までとされていますので、例えば法定耐用年数7年の機械の場合、貸付期間は1~7年から選択することとなります。

(動産総合保険加入)、(維持管理・その他)、(信用保険)は、通常リースと同じ。(上記参照)

1-2-2 導入促進負担リース (畜産 ICT 事業等に係るリース)

(貸付契約)

国のいわゆる畜産 ICT 事業及び酪農 GO 事業に係る貸付方式は、直貸方式です。

なお、本リースを行うに当たっては、最終借受者の所属農協等(農協、酪農協等)に貸付けに関する事務を委託した上で、協力を得ながら実施することとしていますので、借受希望される方は、まず所属農協等にご相談ください。

また、中央酪農会議が事業実施主体としている酪農経営災害緊急支援対策事業(発電機等を対象)の貸付方式は、通常リースと同様で転貸方式(再貸付け)です。(補助金額の計算方式にご注意ください。)

(負担残取得価額による貸付け)

リース料等は、取得価額から導入促進負担金(国等から最終借受者に交付される補助金相当額)を差し引いた額(以下「負担残取得価額」という。))に基づき算出することとなります。したがって、貸付契約は、事業実施主体からの事業参加承認通知書の写しを提出いただき、補助金が交付されることを確認した上で、締結することとなります。

附加貸付料も、負担残取得価額に基づき計算されることとなります。

(貸付期間)

いわゆる畜産 ICT 事業における貸付期間は、例えば法定耐用年数7年の機械の場合、5~7年から選択することとなります。

(動産総合保険加入)、(維持管理・その他)は、通常リースと同じ。(上記参照)

(信用保険) 導入促進負担リースの直貸方式では、借受者はすべて加入することとなっています。

* 付記

導入する機械にオプションで装着した部品は、見積書でその金額を明示の上、事業参加承認されたもの以外は補助対象外となりますが、リースについては対象にできます。また、補助付リースに係る貸付契約書には、事業実施主体から補助金相当額の返還が求められた場合に関する条文が加えられています。

Ⅱ リースの手順

1 畜産関係施設貸付事業

1-1 通常リース

通常リースは、事業量を把握するため、毎年各都道府県畜産主務課に対し翌年度の借受希望額について農協等を通じた調査・取りまとめを依頼し、その結果に基づき協会が通常リースのリース実施計画を策定し、3月頃に各都道府県畜産主務課に通知しております。

通常リースの申請は、年度途中いつでもできます。

(1) 機械施設の選定から契約まで

① リース機械施設の選定及び購入価額等の決定

通常リースを希望する畜産農家等は、機械施設の販売業者と価格、納入日等を交渉し決定していただきます。

② 貸付申請書の提出

機会施設の導入を決定した畜産農家等から申出を受けた農協等は、貸付申請書(通常リース)にリース機械施設の見積書等指定された書類を添えて、都道府県畜産主務課を経由し協会に申請します。

③ 貸付契約及び売買契約の締結

協会は、提出された貸付申請書を審査し、適当と認めた場合は、農協等との間で協会が定めた様式の貸付契約書により契約を締結します。

販売業者とは、協会が定めた様式の売買契約書により協会が契約を締結します。

(2) 機械施設の納入と検収・受渡し

販売業者は、協会との売買契約に基づき、指定する期日までに指定する場所に機械施設を納入するとともに、協会が定めた検収項目について最終借受者及び借受者(又は再貸付団体)による検収を必ず受け、受渡しを行います。リース機械施設の検収・受渡しを行ったときは、協会が定めた様式の検収調書・受渡書を協会に提出します。

1-2 補助付リース

補助付リースでは、都道府県畜産主務課室長の意見書の添付は不要ですので、書類提出は管轄する都道府県を経由する必要はありません。

1-2-1 畜産特定補助リース(畜産クラスター事業に係るリース)の場合

事業実施主体(中畜)に対し事業参加要望書を提出し、採択されたものについて、事業実施主体から配分予定額の決定通知(内示)が行われます。

(1) 機械の決定から貸付契約まで

① 機械の決定とリース事業者の選定

内示後、事業参加申請書の提出を行うに当たり、複数のリース事業者の見積書を比較し、リース事業者を選定します。

② 当協会へ貸付申請書(畜産特定補助リース)の提出

当協会をリース事業者として選定した場合、当協会に貸付申請書(畜産特定補助リース)を提出してください。

【当協会へ貸付申請書を提出するのは、中畜に事業参加申請する前なので、後日、中畜から事業参加承認通知書が交付された時点で、その写しを提出していただきます。】



③ 事業参加申請書の提出

中畜へ事業参加申請書を提出するに当たっては、リース事業者へのリース契約申込書の写しを添付することとなっています。当協会の場合、リース契約申込書はホームページに掲載の「貸付申請書(畜産特定補助リース)」がこれに当たります。

④ 貸付契約の締結

事業参加承認通知があったことを確認の上、貸付契約の締結をします。

【事業参加承認通知書の写しが届かない限り、貸付契約の締結はできません。】

(2) 借受証・検収調書及び納品書・明細書(受渡書)の作成、送付

借受農協の職員、最終借受者及び販売業者の3者による検収及び受渡しを行い、借受証・検収調書及び納品書・明細書(受渡書)(様式はホームページに掲載)を作成します。

販売業者が代金請求する場合、請求書と併せて、この「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書(受渡書)」を当協会へ送付します。

(3) 事業実施主体へ実績報告書の提出

借受農協は、中畜に実績報告書(前述の「借受証・検収調書」)の写しを添付)を提出します。

(注)協会が中畜に補助金相当額を請求しても、借受農協から中畜に実績報告書が提出されなければ、協会に補助金相当額が振込みされませんので、すみやかに提出を願います。

1-2-2 導入促進負担リース(畜産 ICT 事業等に係るリース)の場合

事業実施主体に対し事業参加要望書を提出し、採択されたものについて、事業実施主体から配分予定額の決定通知(内示)が行われます。

(1) 機械の決定から貸付契約まで

① 機械の決定とリース事業者の選定

内示後、事業参加申請書の提出を行うに当たり、複数のリース事業者の見積書を比較し、リース事業者を決定します。

本リースを行うに当たっては、借受者の所属農協等(農協、酪農協等)に貸付事務に関する事務を委託した上で、協力を得ながら実施することとしていますので、借受希望される方は、まず所属農協等にご相談の上、手続きしてください。

② 当協会へ貸付申請書(導入促進負担リース)の提出

当協会をリース事業者として選定した場合、当協会に貸付申請書(導入促進負担リース)を提出してください。

【当協会へ貸付申請書を提出するのは、事業参加申請する前なので、後日、事業参加承認通知書が交付された時点で、その写しを提出していただきます。】

③ 事業実施主体に事業参加申請書を提出します。

提出に当たっては、リース事業者へのリース契約申込書の写しを添付することとなっております。当協会の場合、リース契約申込書はホームページに掲載の「貸付申請書(導入促進負担リース)」がこれに当たります。

④ 貸付契約の締結

事業参加承認通知があったことを確認の上、貸付契約の締結をします。

【事業参加承認通知書の写しが届かない限り、貸付契約の締結はできません。】

(2) 借受証・検収調書及び納品書・明細書(受渡書)の作成、送付

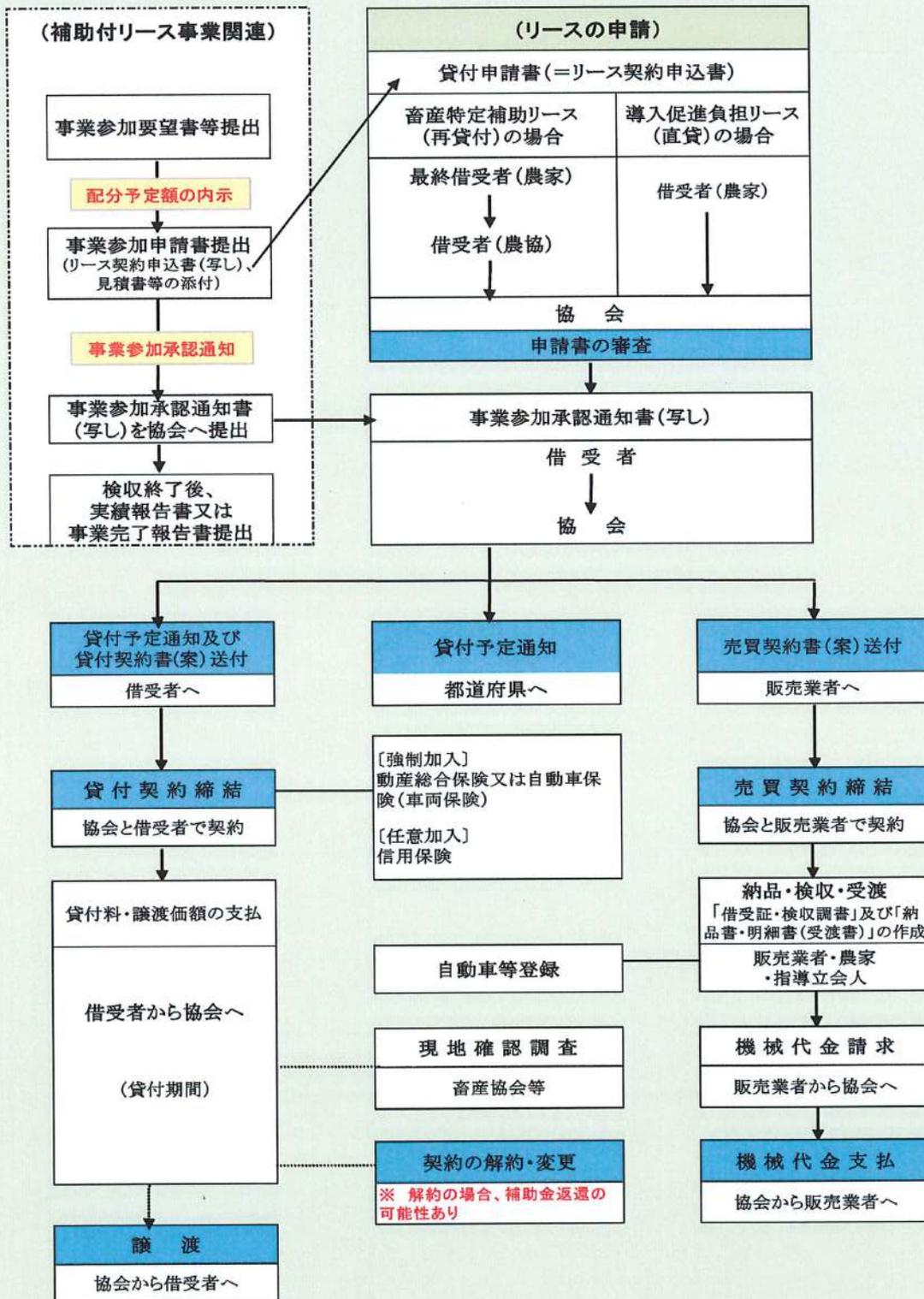
借受者及び販売業者の2者による検収及び受渡しを行い、「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書(受渡書)」(様式はホームページに掲載)を作成します。

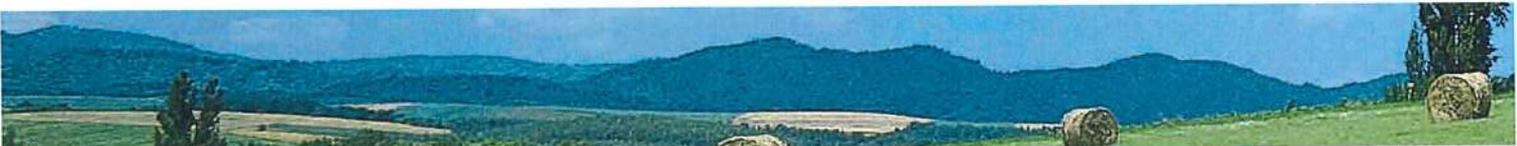
販売業者が代金を請求する場合、請求書と併せて、この「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書(受渡書)」を当協会へ送付します。

(3) 事業実施主体へ事業完了報告書の提出

借受者は、事業完了報告書(前述の「借受証・検収調書」)の写しを添付)を、畜産 ICT 事業応援会議又は楽酪応援会議を通じて事業実施主体に提出します。

【補助付リース事務のフロー図】





2 地方競馬用施設貸付事業

(1) 借受希望・貸付額の決定

毎年、各地方競馬主催者等から翌年度の借受希望調書を1月末に提出していただきます。協会は、借受希望の地方競馬主催者等からのヒアリング、関係機関との協議を経て、3月頃に各地方競馬主催者等に貸付額について内報します。

(2) リース機械施設の選定及び購入価額等の決定

内報を受けた各地方競馬主催者等は、リースを希望する機械施設を選定し、販売業者と価額や納入期日等を交渉し導入条件を決定します。

(3) 貸付申請書の提出

リース機械施設の導入条件を決定した各地方競馬主催者等は、協会の定めた様式の貸付申請書にリース機械施設の見積書等指定された書類を添えて、協会に申請します。

(4) 貸付契約及び売買契約の締結

協会は、提出された貸付申請書の内容等を審査し、適当と認めた場合は、各地方競馬主催者等との間で協会が定めた様式の貸付契約書により契約を締結します。

販売業者とは、協会が定めた様式の売買契約書により協会が契約を締結します。

(5) 機械施設の納入と検収・受渡し

販売業者は、協会との売買契約に基づき、協会が指定する期日までに指定する場所にリース機械施設を納入するとともに、協会が定めた検収項目について最終借受者及による検収を必ず受け、受渡しを行い、協会が定めた様式の検収調書・受渡書を協会に提出します。

3 乗馬施設貸付事業

毎年2月頃に公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会が各乗馬クラブから聴取した翌年度の借受希望内容を参考に、同振興協会等と協議の上、年度開始前に年間の貸付枠について決定します。

なお、協会の予算の範囲内であれば、年度途中でも随時申請できます。

(1) リース機械施設の選定及び購入価額等の決定

乗馬施設のリースを希望する各乗馬クラブは、リースを希望する機械施設を選定し、販売業者と価額や納入期日等を交渉し導入条件を決定します。

(2) 貸付申請書の提出

リースの機械施設の導入条件を決定した各乗馬クラブは、全国乗馬倶楽部振興協会に申請し、同振興協会から協会の定めた様式の貸付申請書にリース機械施設の見積書等指定された書類を添えて、協会に申請します。

(3) 貸付契約及び売買契約の締結

協会は、提出された貸付申請書の内容等について審査を行い、適当と認めた場合は、全国乗馬倶楽部振興協会との間で協会が定めた様式の貸付契約書により契約を締結します。

販売業者とは、協会が定めた様式の売買契約書により協会が契約を締結します。

(4) 機械施設の納入と検収・受渡し

販売業者は、協会との売買契約に基づき、協会が指定する期日までに指定する場所にリース機械施設を納入するとともに、協会が定めた検収項目について最終借受者及による検収を必ず受け、受渡しを行い、協会が定めた様式の検収調書・受渡書を協会に提出します。

Ⅲ リース料等の内容と計算 「リース料等の支払事例」参照

- 1 下記は畜産関係施設貸付事業(通常リース)の例です。
- 2 補助付リースのうち、畜産特定補助リースでは、文中の「取得価額」を「補助残取得価額(取得価額から補助金相当額を差し引いた額)」と、導入促進負担リースでは、文中の「取得価額」を「負担残取得価額(取得価額から導入促進負担金相当額を差し引いた額)」と読み替えてください。ただし、補助付リースでも、動産総合保険は、貸付機械の損害があったときに補償するためのものなので、補助残又は負担残取得価額ではなく取得価額に対しての保険料となります(信用保険は、協会へのリース債務に対する保険なので、補助残又は負担残取得価額に基づく保険料になります。)
- 3 地方競馬要施設貸付事業及び乗馬施設貸付事業では、「附加貸付料」及び「信用保険料」はありません。

畜産関係施設貸付事業(通常リース)のリース料等

(1) リース料

① 基本貸付料

リース機械施設の取得価額から譲渡価額(取得価額の 1/10 又はゼロを選択)に相当する額を控除して得た額をリース貸付期間の年数で除し、得られた額(年額)を 12(月)で除して当該納期に係る借受月数を乗じて得られる額で、納期(9月末、3月末)ごとに納入していただきます。

② 消費税相当額

基本貸付料の額に対応する消費税相当額で、納期ごとに納入していただきます。

③ 附加貸付料

リース機械施設の取得価額から基本貸付料の納入済額を控除して得た額(リース残債額)に対して、100 分の 0.7 を乗じて得られた額を、12(月)で除して、当該納期に係る借受月数を乗じて得られる額を、納期ごとに納入していただきます。

(2) 譲渡価額等

リース期間が終了したときは、リース機械施設を借受者に対し、譲渡価額(取得価額の 1/10 又はゼロを選択)に相当する額に消費税相当額を加えた額で譲渡します。納入は、リース料の最後の納期にあわせて行っていただきます。なお、最終借受者へは、借受者又は再貸付団体から譲渡されます。

(3) 動産総合保険料

リース機械施設は、トラクター、トラック等で自動車損害賠償保障法の自賠責保険又は任意の自動車保険に加入する機械施設以外は、すべて動産総合保険に強制加入となります。保険料率は、リース機械施設の種類により異なります(P11「動産総合保険の概要」の保険料率表参照)。保険料は、初回のリース料納入時に一括納入となります。

(4) 信用保険料

最終借受者の負担する保険料率は、リース残債額の 0.48%です。

リース残債額に 0.48% を乗じて得られた額(年額)を、12(月)で除して、当該納期に係る借受月数を乗じて得られる額を、リース料と一緒に納期ごとに納入していただきます。



IV リース料等の支払事例

リース料等は、協会ホームページに掲載している「支払リース料等計算書(エクセル)」をご利用いただくと計算できますので、ご活用ください。

以下は、畜産関係施設貸付事業（通常リース）の例です。

◎ 畜産関係施設

- ・リース機械施設 …… バルククーラー
- ・リース期間 …… 6年
- ・取得に要した価額 …… 1,100,000円（取得価額1,000,000円、消費税100,000円）
- ・譲渡価額 …… 10%or ゼロを選択
- ・リース開始日 …… 2022年10月1日
- ・附加貸付料率 …… 0.7% (1.0%から引下げ)

【支払事例】

【1 譲渡価額（取得価額の10%を選択した場合）】

(単位：円)

年度別 支払回数 (年2回)	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
リース料	基本貸付料	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	900,000
	消費税相当額	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	90,000
	附加貸付料	3,500	3,237	2,975	2,712	2,450	2,187	1,925	1,662	1,400	1,137	875	612
譲渡価額等	取得価額分											100,000	100,000
	消費税相当額											10,000	10,000
動産総合保険料	6,780												6,780
支払合計額	92,780	85,737	85,475	85,212	84,950	84,687	84,425	84,162	83,900	83,637	83,375	193,112	1,131,452
信用保険料(加入任意)	2,640	2,442	2,244	2,046	1,848	1,650	1,452	1,254	1,056	858	660	462	18,612

【2 譲渡価額（ゼロを選択した場合）】

(単位：円)

年度別 支払回数 (年2回)	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
リース料	基本貸付料	83,337	83,333	83,333	83,333	83,333	83,333	83,333	83,333	83,333	83,333	83,333	1,000,000
	消費税相当額	8,337	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	100,000
	附加貸付料	3,500	3,208	2,916	2,624	2,333	2,041	1,749	1,458	1,166	874	583	291
譲渡価額等	取得価額分												
	消費税相当額												
動産総合保険料	6,780												6,780
支払合計額	101,954	94,874	94,582	94,290	93,999	93,707	93,415	93,124	92,832	92,540	92,249	91,957	1,129,523
信用保険料(加入任意)	2,640	2,419	2,199	1,979	1,759	1,539	1,319	1,099	879	659	439	219	17,149

◆ 動産総合保険の概要

1 補償の範囲

次のような偶発の事故による損害が、対象になります。

火災 落雷 破裂又は爆発 盗難 破損 航空機又は車両の衝突・接触 労働争議 建物又は橋梁の崩壊
煙害 水漏 雪害 水害 電氣的事故 台風による土砂崩れ・家屋倒壊等による被害

ただし、以下の事項に起因する場合は、補償の対象にはなりません。

戦争その他の変乱 国又は公共団体の公権力の行使 自然の損耗・さび・かび・変質・変色・ねずみ食い・虫食い等 貸付施設そのもののかし 核燃料物質 故意又は重大な過失 加工着手 修理・清掃等の作業（定期点検の修理） 詐欺・横領 置き忘れ・紛失 地震・噴火・津波

2 保険期間・保険料支払

保険期間はリース期間と同じです。保険料は初回のリース料納入時に一括納入していただきます。

<保険料率表>

保険料率は、一括契約方式のため個別加入に比べ割安に設定されています。

また、当保険は免責金額がなく、少額の事故も対象となります。

<保険金額>

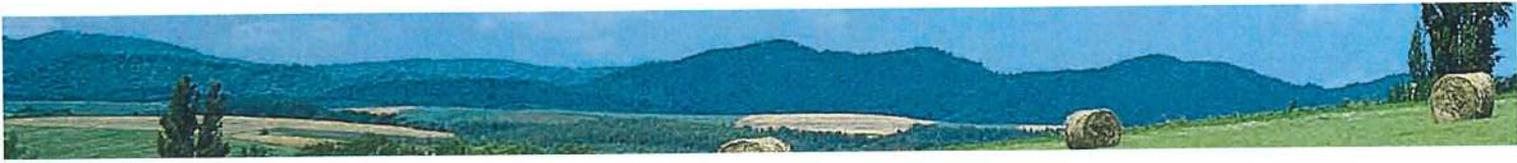
保険金額は、リース機械施設の取得に要した価額(取得価額及び消費税)に、次表に定める6か月ごとのリース期間別残価率を乗じて算定される評価額により算出されます。

リース機械施設		保険料率 (保険金額 千円につき)	免責 金額
A 運搬用機器 (自走式のもの)	ブルドーザー、トラクター、フォークリフト、動力運搬車、ショベルローダー、散水車、その他自走式機具類 〔ただし、自動車損害賠償保障法の自賠責保険又は任意の自動車保険に加入するものは除く。〕	2.39 円	なし
B 精密電子機器	電子計量器、電子式セリ機、電子式自動生乳検査機類	0.95 円	なし
C 食肉・鶏卵処理関係機器 (A・B以外)	冷凍機、皮剥機、ベルトコンベアー、エアナイフ、スライサー類	1.01 円	なし
D 上記A・B・C以外の機器	ア 据付固定式のもの	1.76 円	なし
	イ 据付固定式以外のもの	1.95 円	なし
E 上記A・B・C・D以外の競馬関係の機器	複合投票システム装置、オッズ盤、発馬機、ターフビジョン装置、中型映像装置類、ナイター照明	0.95 円	なし
	これらの装置のうち据付固定式以外のもの	1.25 円	なし

【リース期間別残価率表】

リース期間(年)	2	3	4	5	6	7	8	9
1年目	前半6か月	100	100	100	100	100	100	100
	後半6か月	78	85	88	91	92	93	94
2年目	前半6か月	55	70	77	82	85	87	88
	後半6か月	33	55	66	73	77	80	83
3年目	前半6か月		40	55	64	70	74	77
	後半6か月		24	43	55	62	67	71
4年目	前半6か月			32	46	55	61	66
	後半6か月			21	37	47	54	60
5年目	前半6か月				28	39	48	55
	後半6か月				18	32	42	49
6年目	前半6か月					24	35	43
	後半6か月					17	29	38
7年目	前半6か月						22	32
	後半6か月						16	26
8年目	前半6か月							21
	後半6か月							15
9年目	前半6か月							
	後半6か月							14
合計		133	187	241	297	350	404	459

※ 合計欄の数値は、リース期間に応じた6か月ごとの期間別残価率に6/12を乗じたものの合計を表わしています。



◆ 信用保険の概要（畜産関係施設貸付事業のみ適用）

協会の信用保険制度には、貸付方式に応じて次の二つの方式があり、それぞれ制度要領が定められています。

- 1 畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領に基づく信用保険制度
- 2 畜産近代化リース協会信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）要領に基づく信用保険制度

I 信用保険制度の概要及び留意事項

1 畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）

協会から借受者又は再貸付団体を通じて畜産関係施設のリースを受けている畜産農家等の方が経営破たんし、リース料等を納入できなくなって保険事故と認定された場合に、保険会社が代わって保険金として支払う保険制度です。

なお、加入に当たっては、次の点についてご留意願います。

- ① 加入時において赤字経営の方は、対象からはずれます。
- ② 信用保険の支払保険金は、補償対象債権額（リースの残債額）を基準とし、これに縮小率95%を乗じた額（ただし、原則として2,000万円を上限とします。）となります。
- ③ 最終借受者の負担する保険料率は、令和4年4月分から **0.48%（0.50%から引下げ）** です。原則として、支払保険金の上限を2,000万円としていることから、1年間の保険料は96,000円が上限です。ただし、**別に定める者（※1参照）**として、2018年4月以降の最終借受者で、最終転貸者とともに上限額引上げを希望し、あらかじめ保険会社の審査に通った方については、2,000万の上限がなくなりました。（注）保険料もそれに応じた額となります。
- ④ 対象となる機械施設は畜産関係施設で、保険期間は貸付開始から最長9年間です（補助事業に係る貸付けの場合は、補助事業ごとの貸付期間の上限となります）。
- ⑤ 2018年4月以降に貸付けされるリース機械施設の場合、信用保険の補償対象債権額（リースの残債額）は、消費税相当額を含めた額で算出されます。（注）保険料もそれに応じた額となります。
- ⑥ 一旦この保険に加入すると、次回以降のリース機械施設に関しても赤字年度を除いて、すべて保険に加入していただくこととなります。
- ⑦ 畜産農家等と最終転貸者（借受者又は再貸付団体）は、「畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）の利用について（依頼書）」を協会の理事長に提出します。保険金は被保険者である最終転貸者（農協等）に支払われ、畜産農家等のリース残債額に充当されます。実際には、この依頼書により協会が受け取ることとなります。

2 畜産近代化リース協会信用保険制度（導入促進負担リースの直貸方式）

協会の貸付けに当たり、いわゆる国の畜産 ICT 事業等に係る導入促進負担リースの直貸の借受者は、この保険に加入することを必須要件としていますので、加入の依頼書を提出する必要はありません。貸付契約の締結に併せて、協会から加入していることを通知します。

加入に当たって留意する事項は、次の事項を除いて再貸付方式と同様です。

- ・ 導入促進負担リースの直貸方式において、保険の対象額が2,000万円を超える場合について信用保険の支払保険金額は、原則として補償対象債権額（リースの残債額）を基準とし、これに縮小率95%を乗じて得た額となります。ただし、直近3か年分の決算書等を審査し、支払保険金の上限を設ける必要があると認められた者（**別に定める者（※2参照）**）については、原則2,000万円が支払保険金額の上限となります。

II 支払保険金の上限に関する「別に定める者」の取扱いについて

1 信用保険制度(再貸付方式)における「別に定める者(※1)」について

畜産近代化リース協会信用保険制度(再貸付方式)要領第2の2の(2)の「別に定める者」の取扱いについて

(平成30年4月)

1 「別に定める者」

畜産近代化リース協会信用保険制度(再貸付方式)要領(以下「信用保険再貸付要領」という。)第2の2の(2)の「別に定める者」は、平成30年4月1日以後に貸付施設の貸付けを受ける者で、信用保険再貸付要領に規定する補償対象債権額(同日前に貸付けを受けた貸付施設がある者については、その貸付施設に係る分を合わせたものとする。)が2,000万円を超えることとなるもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

- ① その者及び最終転貸者が、支払保険金につき2,000万円を上限としないことを希望すること。
- ② 2の(2)により、支払保険金につき2,000万円を上限とする必要がないと認められること。

2 手順

(1) 関係書類の提出

貸付施設の最終借受者及び最終転貸者が1の(1)の希望する場合は、信用保険再貸付要領別紙様式による文書(依頼書)に希望がある旨記入し、添付書類として、直近3か年分の次の書類を提出するものとする。

個人の場合

(青色申告の場合) 確定申告書Bの第一表及び青色申告書決算書(貸借対照表、損益計算書)

(白色申告の場合) 確定申告書Bの第一表及び収支内訳書

法人の場合

貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(2) 認定

協会は、支払保険金につき2,000万円を上限とする必要がないか否か保険会社の見解を求め、その認定を行うものとする。なお、追加の資料を求めることがある。

(3) 「別に定める者」の通知

協会は、(1)による提出があったものについては、「別に定める者」とされたか否かについて、信用保険再貸付要領第3の2に基づく通知の中でその旨明示することとする。

2 信用保険制度(導入促進負担リースの直貸方式)における「別に定める者(※2)」について

畜産近代化リース協会信用保険制度(導入促進負担リースの直貸)要領第2の2の(2)の「別に定める者」及び「別に定める額」の取扱いについて

(令和元年5月)

1 「別に定める者」

畜産近代化リース協会信用保険制度(導入促進負担リースの直貸)要領(以下「信用保険直貸要領」という。)第2の2の(2)の「別に定める者」は、信用保険直貸要領に規定する補償対象債権額が2,000万円を超える者のうち、

- ① その者に係る貸付施設が平成30年4月1日以前に貸付開始となったもののみであるもの
- ② 平成30年4月1日以後の貸付申請に際し、3の(2)により、支払保険金の上限を設ける必要があると認められたもの

2 「別に定める額」

信用保険直貸要領第2の2の(2)の「別に定める額」は、2,000万円(これを上回る額が個別に定められた者については、当該上回る額)とする。

3 手順

(1) 関係書類の提出

平成30年4月1日以後、畜産経営体生産性向上対策事業又は酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(労働負担軽減事業)による補助金を受けて導入促進負担金に係る貸付施設を借り受けようとする者(補償対象債権額が2,000万円以下の者は除く。)は、公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領第12に基づき協会に貸付申請書を提出するに当たり、添付書類として、直近3か年分の次の書類を提出しなければならない。

個人の場合

(青色申告の場合) 確定申告書Bの第一表及び青色申告書決算書(貸借対照表、損益計算書)

(白色申告の場合) 確定申告書Bの第一表及び収支内訳書

法人の場合

貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

(2) 認定

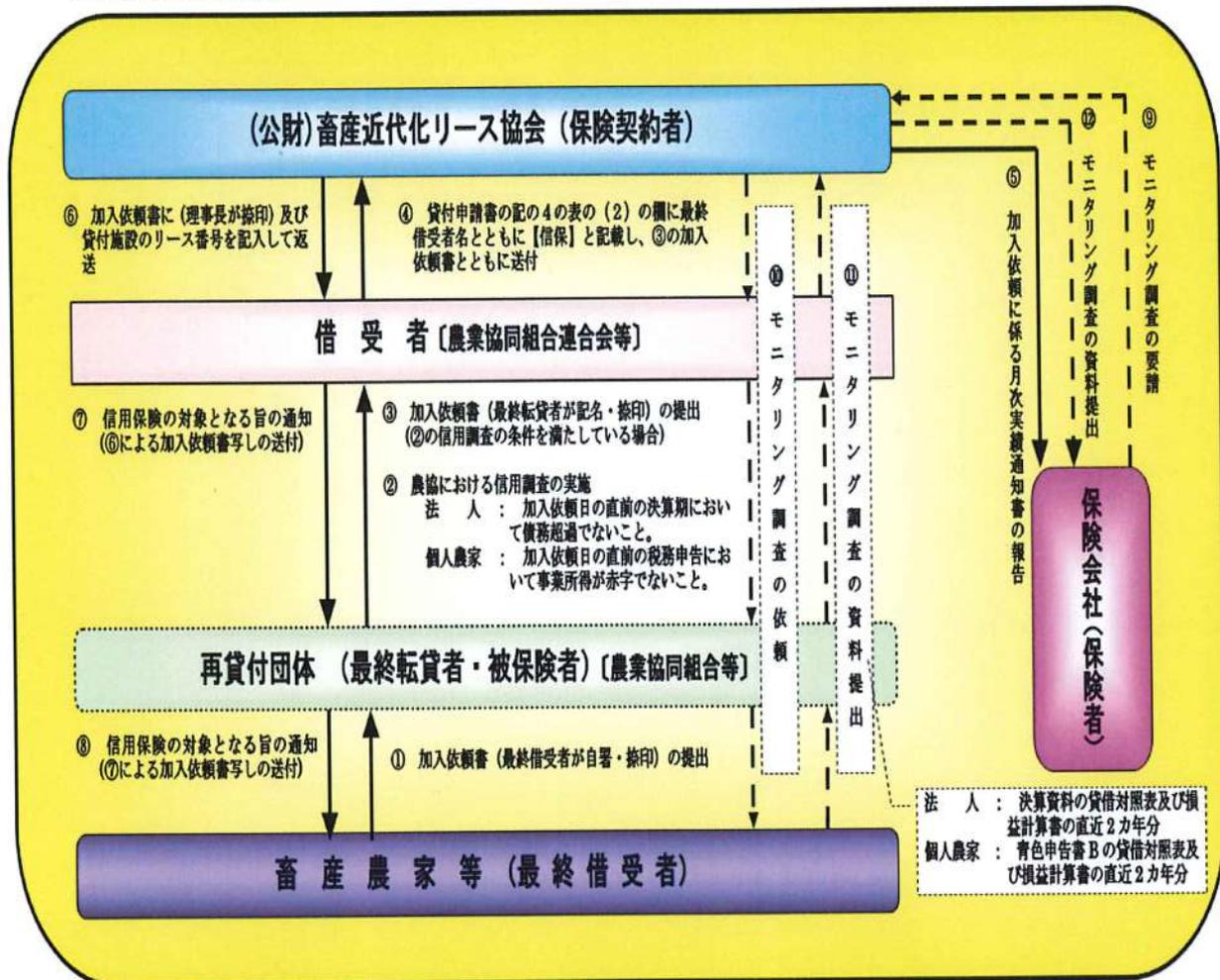
協会は、提出された書類により、保険の対象者として適当か否か、支払保険金の上限を設ける必要があるか否か、また、上限を設ける場合のその額について保険会社の見解を求め、その認定を行うものとする。なお、追加の資料を求めることがある。

(3) 通知

協会は、保険の対象者として適当と認められた借受者に対し信用保険直貸要領第3の1に基づく通知をする際、「別に定める者」とされた者については、その旨及び「別に定める額」を明示することとする。

Ⅲ 信用保険の仕組み（加入事務手続の流れ）【再々貸付方式の場合】

（再々貸付契約の場合）



- (注)
- ・ 再貸付契約の場合は、借受者（農業協同組合等）が最終転貸者・被保険者となります。
 - ・ モニタリング調査は、信用保険の新規加入者の中から無作為に抽出した方を対象に実施します（信用保険制度の長期安定の観点から実施するものです）。

< ※ 信用保険制度（再貸付方式）の信用保険依頼書様式等は、協会ホームページに掲載しています。 >

V 貸付対象者、主要なリース機械施設及びリース期間

◆畜産関係施設(通常リースの場合)

区分	リース機械施設の種類	貸付対象者(借受者)	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものであっても畜産の用に供するものであれば、リースの対象となります。)	リース期間	短縮又は延長できる期間
飼料生産利用施設	草地造成用機械施設 (GE) (草地造成のための機械施設)	① 農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等」という。) ② 地方公共団体が出資者又は構成員となっている法人 ③ 都道府県土地改良事業団体連合会 ④ 特認借受者	ブルドーザー、トラクター、ショベルローダー、ストレーンクラッシャー、バックホー、プラウ、ハロー、播種機、ローラー、ライムソウ、プロードキヤスタ 一、ブームスプレヤー、ローターベーター、ロータリーなど 連絡用車両(普通自動車) トラック ダンブカー、フォークリフト、軽トラックなど	6年 6年 6年 5年	4年～9年 4年～8年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
	自給飼料生産利用機械施設(FP) (自給飼料の生産利用のための機械施設)	① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。) ④ 畜産に関する事業を営む者を構成員とする中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であつて、理事長が特に認めるもの(以下「特認事業協同組合等」という。) ⑤ 特認借受者	トラクター、ホイールローダー、ロータリー、コーンハーベスター、テッダー類、レーキ類、モアーク、プラウ、コンディショナー、フォレージハーベスター、マニアワゴン等ワゴン類、飼料攪拌機、播種機、散布機、マニアスプレッター、スラリーポンプ、バキュームカー、ラッピングマシン、フロントローラー、カッター、ロールベーター、ロールカッター、ヘイベラー、FRPサイロ、コーンブランダー、ミニスパーカー、ベールティーストリビューター、サイララップ、ラウンドベラー、コンピラップなど トラック、牧さく、農業用GPSなど ダンブカー、フォークリフト、軽トラックなど	6年 6年 5年	4年～9年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
家畜家畜さん飼養管理施設	生乳生産合理化施設(MP) (生乳の生産の合理化のための機械施設) (1)搾乳施設 (2)生乳冷却貯蔵施設 (3)自動搾乳システム (4)生乳検査機械	① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 ④ 特認借受者	パイプラインミルクカー、ミルクングパーラー、ロータリーパーラー、搾乳口ボット、自動搾乳システム、ユニット自動搬送システム、バルククーラー、プレートクーラー、生乳成分分析装置、体細胞測定装置など	6年	4年～9年



区分	リース機械施設の種類の種類	貸付対象者(借受者)	主要なリース機械施設以外のものであっても畜産の用に供するものであれば、リースの対象となります。	リース期間	短縮又は延長できる期間
家畜家畜人創業者管理施設	精液保管等施設(S) (精液又は受精卵の保管又は輸送をするための機械施設)	① 農業共済組合若しくは農業共済組合連合会(以下「農業共済組合等」という。)又は農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 ④ 特認借受者	凍結保管器、液体窒素保管器、補給器、データ処理装置、無停電電源装置など 輸送用車両(普通自動車) トラック 輸送用車両(軽自動車)	6年 6年 6年 5年	4年～9年 4年～8年 3年まで短縮可 2年まで短縮可
	畜舎環境改善機械施設 (HE) (畜舎等の飼養環境及び家畜の保健衛生の改善のための機械施設)	① 農業共済組合等又は農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 ④ 特認事業協同組合等 ⑤ 特認借受者	清掃システム(バーンクリーナー等)、スクレーパー、集ふん機、スラリーポンプ、袋詰装置、発酵装置、攪拌装置、乾燥機、焼却機、冷暖房機、送風機、固液分離機、浄化装置、トラクター、ホイローダー、消毒装置、細霧装置、節電機、発電機、通風装置、受電装置、牛床マット、給水施設、給湯施設、自動給餌機、発情検知システム、滅菌機、飼槽、乳頭清拭装置、高圧洗浄機、電動カウブラシ、牛群管理システム、スタンション、哺乳ロボット、パスチャライザー、カーファイダー、ハレタイザー、牛舎柵、カーフハッチ、畜舎カーテン、監視システム・カメラ、削蹄機、除雪機、血液分析・超音波診断・X線診断等の家畜診療用機械など 家畜診療用車両(普通自動車) トラック	6年 6年 5年 6年	4年～8年 3年まで短縮可 2年まで短縮可 4年～9年
家畜畜産物流通施設	中小家畜管理機械施設 (PC) (中小家畜の飼養管理のための機械施設)	① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 ④ 特認借受者	ダンプカー、フォークリフト、家畜診療用車両(軽自動車)、軽トラックなど 清掃システム(バーンクリーナー等)、スクレーパー、集ふん機、袋詰装置、発酵装置、攪拌装置、乾燥機、焼却機、冷暖房機、送風機、固液分離機、浄化装置、トラクター、ホイローダー、消毒装置、細霧装置、通風装置、自動給餌機、計量器、豚舎柵、鶏舎ケージ、スノコ、畜舎カーテンなど トラック ダンプカー、フォークリフト、軽トラックなど	6年 5年 6年	3年まで短縮可 2年まで短縮可 4年～9年
	家畜市場機械施設 (LM) (家畜市場の運営のための機械施設)	家畜市場再編整備計画に基づき整備された家畜市場を保有する次に掲げる法人 ① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農業協同組合等が主たる出資者又は構成員となっている法人 ③ 特認事業協同組合等 ④ 特認借受者	電光セリ機、個票発行機、電光掲示板、体重計計測装置など	6年	4年～9年

リースのご案内

区分	リース機械施設の種類	貸付対象者(借受者)	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものであっても畜産の用に供するものであれば、リースの対象となります。)	リース期間	短縮又は延長できる期間
家畜畜産物流通施設	食肉食鶏処理流通施設(MC) (食肉食鶏の処理、加工又は流通のための機械施設)	① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農畜産業振興機構員となつて法人 ③ 特認事業協同組合等 ④ 特認借受者	冷凍機、冷却機、製氷機、クーラーユニット、自動オーブナー、電気スタナー、ラップケーサ、マイクロバス、ダンボール印字機、ボイラー、ベルト、コンテナ段積機、オートチャッカー、コンベヤー類、真空包装機、梱包機、洗浄機、電撃機、皮剥機、昇降機、自動洗浄背割機、ネックスリッター、掛替機、焼機ライン、自動製函機、肺取機、脱骨機、フライヤー、金属検出機、スキナー、テーブルリフト、チヨップカッター、オゾン発生装置、ハムスライサー、ロボクープ、脱毛機、スパイラルフリーザー、計量器、小陽切開機、大陽切開洗浄機、その他のと畜・食鶏処理機械など	6年	4年～9年
	鶏卵又は生乳処理流通施設(EG) (鶏卵又は生乳の処理、加工又は流通のための機械施設)	① 農業協同組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農畜産業振興機構員となつて法人 ③ 特認事業協同組合等 ④ 特認借受者	鶏卵選機、集卵機、汚卵洗浄機、割卵機など アイスクリーム製造機、ソフトクリーム製造機、冷凍庫など	6年 5年 6年	3年まで短縮可 2年まで短縮可 4年～9年
	特認機械施設	① 農業協同組合等又は農業共済組合等 ② 地方公共団体、(独)農畜産業振興機構又は農畜産業振興機構員となつて法人 ③ 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等 ④ 特認借受者	トラック フォークリフト、軽トラック、冷凍車、冷蔵車など 協会の理事長が特に必要と認めた機械施設	6年 5年	3年まで短縮可 2年まで短縮可

○ 特認借受者

協会の理事長が特に必要として認めるときは、特認借受者として貸付けを受けることができます。これまで特認借受者等が認められています。牧場、大規模養豚業者、牛乳流通改善協会、豚卵協議会、ふれあい牧場事業者等が認められています。

(注) 1 通常リースに係るリース期間について

- 法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等)が5年以下のリース機械施設にあっては、その法定耐用年数に1年を加えた期間
- 法定耐用年数が6年以上9年以下のリース機械施設にあっては、6年
- 法定耐用年数が10年以上のリース機械施設にあっては、その法定耐用年数の100分の60に相当する期間(1年未満の端数は、切り捨てる。)

なお、中古の機械施設にあっては、P3の「中古の機械施設」に掲げるリース期間です。

2 通常リースに係るリース期間の短縮又は延長について

リース期間は、畜産農家の希望により、法定耐用年数の100分の70(法定耐用年数が10年以上のリース機械施設については100分の60)に相当する年数(1年未満の端数は切り捨て)から法定耐用年数の100分の120に相当する年数(1年未満の端数は切上げ)までの範囲内で、短縮又は延長ができます(中古は適用外)。

(例) 法定耐用年数7年のリース機械施設は、4年まで短縮、9年まで延長が可能

◆地方競馬用施設

貸付対象者(借受者)	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものであっても、地方競馬の用に供するものであれば、リースの対象となります。)	リース期間
① 地方競馬主催者 ② 競馬場、場外設備又はトレーニングセンターの施設を所有する者 ③ 競馬法に基づき地方競馬主催者が共同して利用する施設若しくは設備の設置等を業務とする法人又は当該法人が過半を出資する法人であって場外設備の運営等により地方競馬の振興に資することを目的とするもの	大型映像装置、発馬機、トータリゼータシステム、投票券発売・払戻機、路盤用機械、無停電電源設備など	6年
	自家発電装置	9年

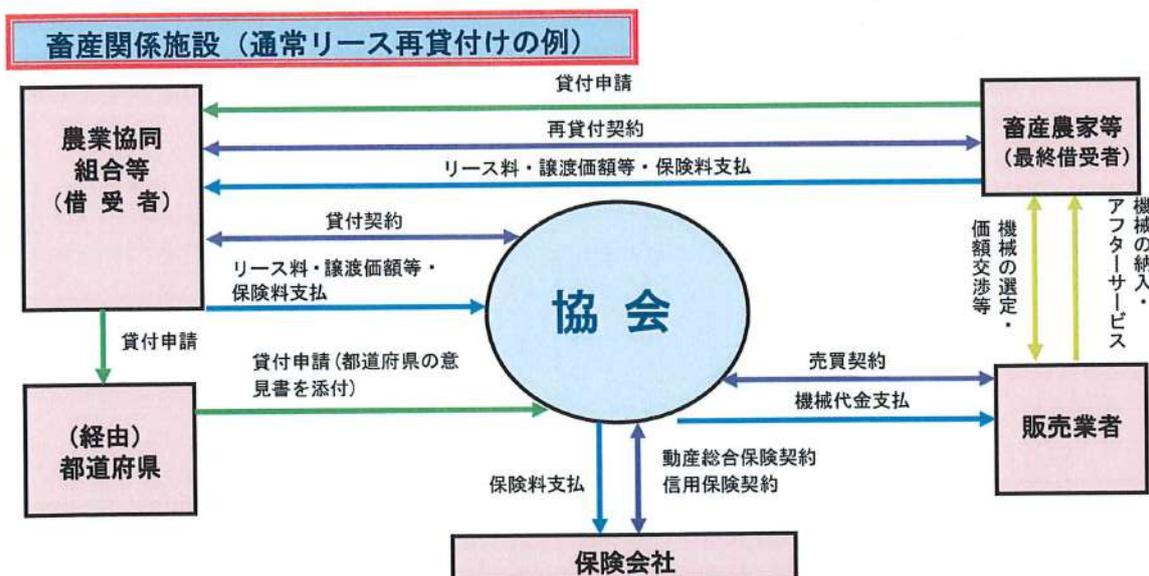
(注) 地方競馬用施設のリース期間は、畜産関係施設の表の「(注)1 通常リースに係るリース期間について(P17)」と同じです。

◆乗馬施設

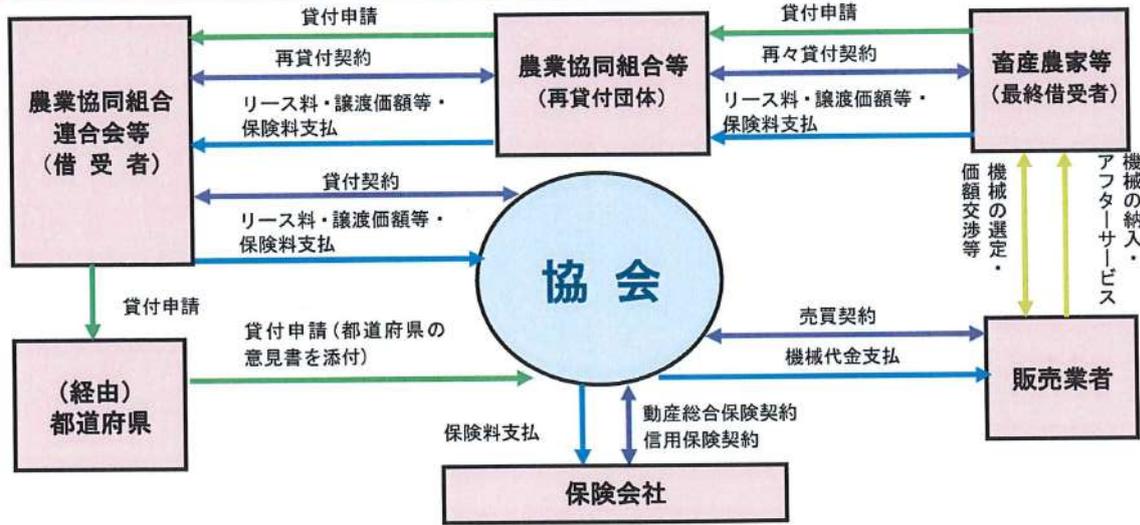
貸付対象者(借受者)	主要なリース機械施設 (本表に掲げたリース機械施設以外のものであっても、乗馬の用に供するものであれば、リースの対象となります。)	リース期間
(公社)全国乗馬倶楽部振興協会 (その会員傘下の乗馬クラブが最終借受者)	送迎用バス、馬運搬車、馬積載箱、ウォーキングマシン、簡易式厩舎、トラクター、ダンプトラック、ワゴン車、ローダー、障害セット、レーザー治療器など	6年
	乗鞍	4年

(注) 乗馬施設のリース期間は、畜産関係施設の表の「(注)1 通常リースに係るリース期間について(P17)」と同じです。

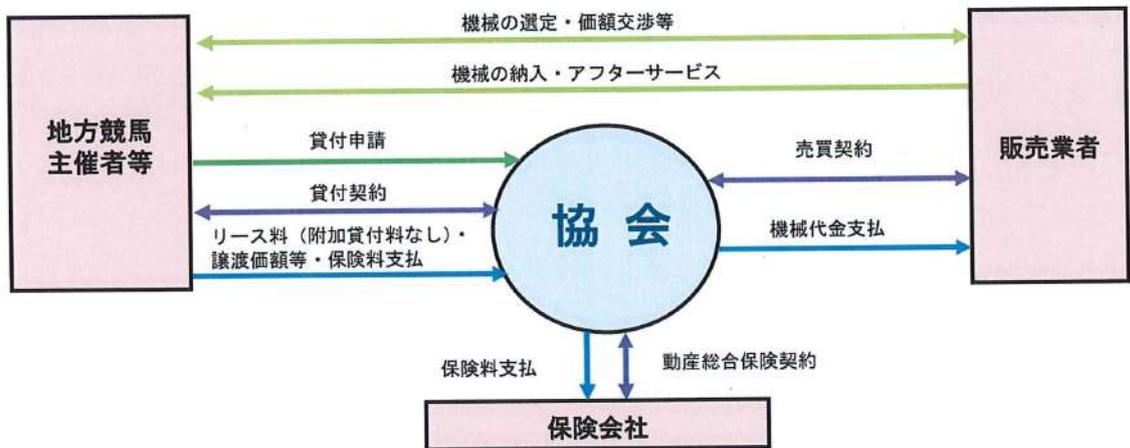
VI リース事業の仕組図



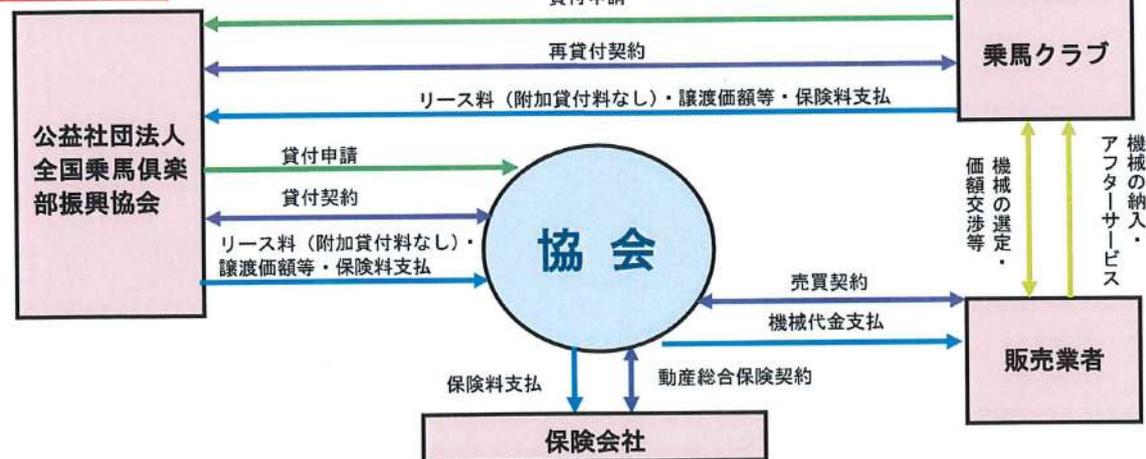
畜産関係施設（通常リース再々貸付けの例）



地方競馬用施設



乗馬施設



地方競馬で応援! 元気な畜産!

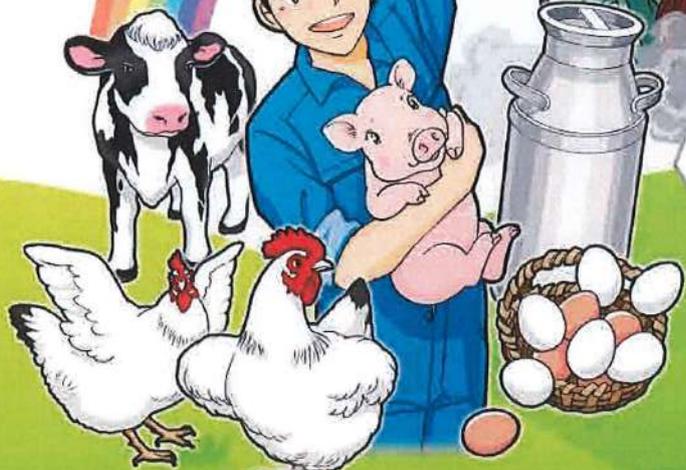


Go!

馬の数だけ
夢がある!

Enjoy!

地方競馬の
収益金は、
全国の畜産の
振興のために
活用されて
います。



日本全国で今日も
熱いレースが
行われています。

NAR 地方競馬全国協会 <http://www.keiba.go.jp/>